



きるであろう。すなわち、これは退職者、廃疾者、寡婦および遺児、および労働に従事している人々が、就労していない時に保証された適切な所得を取得できるということである。

社会保障と公的扶助 (ベルギー)

本稿は社会保障と公的扶助について、社会保険省の要請により行なわれた研究報告を扱っている。とくに、この報告では、社会保障が大幅に拡大されたにもかかわらず、公的扶助だけに依存して、どうにか生活必需品を調達できるにすぎない人々が、何故いぜんとして残っているのかという問題を扱っている。

公的扶助の受給者発生に焦点を当てるために、ベルギーにおける社会保障と公的扶助、それらの範囲、適用状況、および保護を提供する手段について、概要が述べられている。調査対象は工業地区 2 カ所、農村地区 1 カ所

Policy Issues in Social Security

by Robert M. Ball*

(in "Social Security Bulletin", no. 6, June, 1966, pp. 3~9; no. 109, 1966.)

* Commissioner of Social Security.

とする状況の性格、および必要品の調達で公的扶助により採用された手段を示すある試みが行なわれた。

(a) 公的扶助請求者の型

(i) 年齢 多数の人々は老齢者グループであるが、しかし、21~39歳の者が15%以上また、40~59歳の者が15%含まれていた。

(ii) 国籍 わずかに 6 %が外国人で、かれらのほとんどは言語や法律に通じていないし、また、適応性で困難な点が見受けられた。かれら以外はすべてベルギー人であった。

(iii) 個人的環境 寡婦とかん夫のしめる比率が最も高く、単身者もしくは他のなんらかの理由により独りだけで生活している者がこれに次いでいたが、しかし、妻帯している男子もかなり含まれていた。

(iv) 家族状況 大多数の例は世帯構成の規模が小さく、ほとんど子女をもっていないし、また、しばしば独りだけで生活している例が見受けられた。しかし、若干の例として被扶養の子女と暮している女子がいた。

(v) 職業 多数の人々は失業中もしくは疾病中の賃金取得者で、これらのうち30%以

および準工業地区 2 カ所の合計 5 カ所における公的扶助委員会に限られた。調査には、質問表を用いて、以上 5 地区の 5 委員会において、6 カ月間にわたり受け取った受給申請の総数を代表させるように(1 委員会を除く)、5 委員会における各受給申請者カードから抽出した 700 以上の扶助受給を分析する方法が採用された。この分析は社会保障と公的扶助の間における関係について、情報を提供し得る人々との面接で補足された。

その結果を要約すれば、多数の表を用いて補足しながら、受給申請者の型、扶助を必要

上の者はなんら補償を支払われていないのに対し、約30%は補償を受給していたが、その補償は不適切であった。他の職種の者には、疾病もしくは仕事に従事していない自営業者、無職の女子、および求職中の者、あるいは学生が含まれていた。

(vi) 社会保障との関係 約70%は被保障者で、その大部分は寡婦と遺児、年金受給者が廃疾者であった。約14%は申請が不適切な被保険者で、また、16%は被保険者以外の者となっていた。かれらが給付を必要とするにいたった状況はそれぞれ各人によって異なり、大部分(65%)は労働が不規則であるか、あるいは就労期間が不十分であるかを理由としており、ほんの、2、3の例が社会の片隅においてぎりぎりの生活をしている不安定な人々にすぎなかった。

公的扶助の受給期間 若干の例は新規の申請者であるが、しかし、大部分は1965年以前からの申請者で、また、少数の例は1949年以後、もしくはそれ以前からの常習的な受給者であった。

所得の性格 扶助受給者について所得とみ

なされる所得は次のように分類される。すなわち、所得には収入、社会保障給付、年金、廃疾年金が含まれ、約22%はなんら生計の資を得ていない貧困な人々であった。社会保障給付は所得を得ている受給者の73%に及んでいた。

所得額 所得額は明らかに少なく、貧困な者から月額、13,000ベルギー・フランにわたっていた。受給者のうち約61%は月額、500～5,000ベルギー・フランの所得を得ていた。

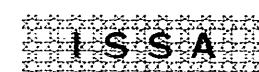
(b) 生活困窮度の決定方式

生活困窮の問題は次のように分類される。すなわち、それらには、賃金支払いの遅延もしくは賃金が不十分であること、社会保険給付を欠いているかまたは不適切であること、社会事業の援助を必要とする生活困窮であること、貧困であるということが含まれ、これらの不慮の事故は表示して説明されている。結論として、社会保険およびその他の年金の不適切が生活困窮の根本的な原因となっていることが示されている。

(c) 扶助の手段

扶助を支給する手段は現金給付(47%)、現物給付(33%)、および社会事業による援助(20%)の形で行なわれている。社会的援護に対する必要性が、しばしば現金の必要条件を、調査する過程で明白とされている。

社会保障と社会扶助の関係にかんする最後の章では、社会保障が社会的保証の主要な形態であるということが強調されている。社会扶助に与えられた役割は、社会扶助がもつ特長で各事例を扱い、社会保障の範囲外における唯一のしかも最後の手段として、社会保障がもっているなんらかの不備な点を補足し、具体的な助言とサービスにより受給者を元気づけ、さらに、受給者の生活に必要な基本的諸条件を改善しながら、正常な状態以外の状況に置かれた各人の生活水準を調整しようとすることである。ある人々は各扶助委員会が主として受給者のために、適切なサービスを提供する方向に道を開くために活動すべきであると考え、他の人々は1925年法と1945年法によって示されたように、各委員会の合併についての必要性に注意を喚起している。最後





の結論は個別的な各人の生活に必要な要求が、社会によってかれらのために示されたニードと、決して完全に一致するものではない

から、社会保障の拡大が公的扶助を消滅させるものではないだろうということである。
Social Security and Public Assistance

by Paul Schoetter,

(“Sécurité sociale et assistance publique” in “Revue belge de sécurité sociale”, no. 5, May 1966, pp. 481—540); No. 122, 1966.

(ISSA の海外論文要約；平石長久)

社会保障こぼれ話

初期の家族手当

フランスの例では、家族手当は 17 世紀末頃に採用されたといわれている。すなわち、1667 年に Louis XIV の治世下に有名な大臣としてその名を留めている Colbert が最初の家族手当を創設した。しかし、事実上では、この制度はきわめて短期間実施されたにすぎなかつたし、もとより、この制度は今日の制度とは異なっていた。その後、1862 年には、Napoleon III はフランスの船員に対する給付として、その考え方を復活させた。さらに、1884 年には Klein というある企業が、1887 年には Mr. Armel が、また、

1890 年にはある鉄道が扶養家族を有する従業員に対して手当を支給していた。家族の消費活動に対する負担の補償として手当を支給する制度は、1918 年に Lorient と Grenoble で現われている。なお、1922 年 12 月 19 日に制定された法律により、かかる補償活動を行なうある補償基金に属する責任を、政府が負担することになった。その後、1932 年には、この義務は全使用者に拡大された。

ところで、第 2 次大戦後相次いで独立したアメリカなどの新興国に、家族手当制度がよく採用されている。これらの国における家族手当制度は、

旧属領時代に統治国が本国の制度を移したもので、この例は旧ベルギー領や旧フランス領の地区でみられる。しかし、これらの地区における制度は、初期の頃では、適用は白人に限られたり、現地人は除外されていた。この例はアフリカだけでなく、現在のベトナムのようにアジアの旧フランス領でも同様であった。すなわち、旧属領において実施された初期のこの制度は、白人だけの制度にすぎなかった。たとえ現地人に適用されても、公務員が対象に含まれるだけで、しかも、その場合でも白人と現地人の給付は区別されていた。

(ISSA, *Bulletin of the ISSA*, 1951 および ILO の出版物より) (平石)